

### 西尾レントオール株式会社と協定を締結

9月24日(火)、市は市内に営業所のある西尾レントオール株式会社と、大規模災害による被害発生時に発電機などレンタル資機材の提供を受けることにより、救援・復旧活動をご支援いただくことを目的として、「災害時におけるレン

タル資機材の提供に関する協定」を締結しました。



協定を締結した西尾レントオール株式会社の橋本取締役(右)と堀口市長(左)

### Jアラート全国一斉情報伝達試験

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の全国一斉情報伝達試験に伴い、市内36カ所の防災行政無線から放送が流れます。日程、内容は次のとおりです。緊急をお知らせする放送

ではありませんので、お間違いないようご注意ください。

▽日時 12月4日(水)午前11時  
▽内容 「(チャイム)これはJアラートのテストです(3回繰り返し)。こちらは八幡市です。(チャイム)」

閩防災安全課(☎983-3200)

### 防災豆知識



【第1問】河川の水位を安全に確認したいときとるべき行動は?

- ①川まで直接確認に行く ②インターネットで水位を確認する ③テレビのデータ放送(dボタン)で確認する ④高いところに登って確認する

【第2問】台風などにより、電柱や電線に被害が発生した場合の間違った対応はどれ?

- ①電力会社へ連絡する ②感電のおそれがあるため近づかない。③公的機関に被害の情報提供を行う ④被害状況を知らせる写真をとるため近づく

10月号解答

【第1問】③1981年(昭和56年)…同年6月1日に建築基準法が改正されて以降の耐震基準は新耐震基準と呼びます。1995年の阪神淡路大震災では旧耐震の建物に比べ、新耐震基準の建物は被害を受けた建物の数、被害の程度ともに小規模に抑えられています。

【第2問】③44m/s…気象庁では熱帯低気圧を最大風速の大きさ(10分間平均)により、17m/sを超えると「台風」、33m/sを超えると「強い台風」、44m/sを超えると「非常に強い台風」、54m/sを超えると「猛烈な台風」と呼んでいます。

閩防災安全課(☎983-3200)

### 医療費の適正化にご協力ください

国民健康保険の医療費は加入されている人の保険料などでまかなわれています。

近年、整骨院や接骨院などの柔道整復師の施術を受ける人が増えていますが、病院や診療所と異なり、国民健康保険を使える範囲が

定められています。施術を受けるときは、国民健康保険を「使えるとき」と「使えないとき」がありますので、柔道整復師に保険の使える範囲を相談し、適切に受診してください。医療費の適正な支出のため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

閩国保医療課(☎983-2962)

## 競争入札等参加資格審査申請の受け付け

令和2年度に市が発注する業務にかかる競争入札等参加資格審査申請を、下記の要領で受け付けます(物品等の供給については、令和2・3年度分)。

申請していないと、競争入札等に参加することができません。※申請用紙は、市ホームページからダウンロードしてください。契約検査課窓口でも配布します。 閩契約検査課(☎983-2201)

	建設工事・測量等 コンサルタント業務	物品等の供給
対象	市内業者	市内・市外問わず全業者
業務	建設工事または測量等コンサルタント業務	物品の製造の請負、売買および賃借並びに各種役務の提供等
登録申請資格	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けている者(建設会社) 審査基準日の直前2年の営業年度に完成工事高または測量等実績高のある者 成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人または破産者で復権を得ていない者でないこと 市税その他納付金等の未納がない者	令和2年3月31日現在で、当該営業開始後2年以上の者(許認可等の必要な業務については、必要な許認可等を得た後2年以上の者) 直前2年の営業年度に営業実績高のある者
受付期間	11月1日(金)~12月20日(金) 必着	
受付方法	郵送(宅配便可)または持参	
必要書類	申請書、印鑑登録証明書、登記簿謄本、納税証明書等	
登録有効期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(1年間)	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで(2年間)

### 固定資産税(第4期分) 国民健康保険料(第6期分)の納期限は12月2日(月)です

市税(料)は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための大切な財源です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニまたは市役所で納付してください。

納期限が過ぎた場合は、督促後に京都府地方税機構に徴収権限を移管します。

※「京都府地方税機構」は、京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を行う広域連合です。

便利な口座振替の「利用を」  
口座振替を利用すると、納期限の日指定の口座から自動的に振替(払込)します。各税の納期ごとにわざわざ出向くことなく、納め忘れもありません。

税務課収納係または市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)でお申し込みください。

※ゆうちょ銀行の場合は、税務課収納係で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

▽口座振替の開始時期  
11月15日(金)までに手続きすると、令和2年1月6日が納期の国民健康保険料(第7期分)から振替できます。

▲口座振替ができる税目等▽  
市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料

閩税務課収納係(☎983-2481)

### 税務署からのお知らせ

◎「年末調整説明会」および「消費税率軽減税率制度説明会」の開催日程等

日時 11月19日(火)午後1時30分~4時(軽減税率については午後3時15分~)

場所 京田辺市コミュニティホール(京田辺市田辺80)

期間 11月9日(土)~17日(日)

閩宇治税務署(☎0774-44-4424)

◎「税を考える週間」絵画展

11月11日(月)~17日(日)は税を考える週間です。市では、この期間中に「税金でつくられているもの」をテーマに小学生の絵画展を行います。

期間 11月9日(土)~17日(日)

場所 市役所1階エレベーター前

閩税務課市民係(☎983-1113)

### 11月は児童虐待防止推進月間

## 189 ちいさな命に 待たなし

(令和元年度「児童虐待防止推進月間」標語)

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しています。特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で解決すべき問題です。厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか?

次のようなサインを見つけたら、ためらわず連絡・相談してください。

子どものサイン ▼いつも子どもの泣き叫ぶ声や

保護者の怒鳴り声がある▼不自然な傷や打撲のあとがある▼衣類やからだがいいつも汚れている▼落ち着きがなく乱暴である▼表情が乏しい、活気がない▼夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者のサイン ▼地域などと交流が少なく孤立している▼小さい子どもを家に置いたまま外出している▼子育てに関して拒否的・無関心である/強い不安や悩みを抱えている▼子どものけがについて不自然な説明をする

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。お住まいの地域の児童相談所につながります。 ※一部のIP電話からはつながりません。



### ●児童虐待予防のための講演会

「親に壊された心の治し方~私は「育ちの傷」をどう癒し、支援してきたか~」

貧しいシングルマザーの子どもとして全国を転々としながら、児童虐待・DVを受けて育ち、女子刑務所刑務官、会社経営の経歴をもつ講師による講演会です。子どもを傷つけない社会、傷ついた子どもの支援について一緒に考えてみませんか。 ※申込不要。参加費無料。

日時 11月26日(火)午後2時~4時(開場は午後1時30分)  
場所 文化センター3階 第3会議室  
講師 藤木美奈子さん(〈一社〉WAN A関西代表理事)

閩子育て支援課 家庭児童相談室(☎983-3148)